

ID: 69

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町社会体育施設条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成15年 条例第5号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第十条 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町社会体育施設条例施行規則第7条第1項の規定による。 (使用料の還付) 第七条 条例第十条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及び割合は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用者の責めによらない理由により使用できなくなった場合 全額 二 許可書を使用期日の五日以前までに提出し、取消しの許可を受けた場合 五十パーセント 三 その他町長が相当の理由があると認められた場合 全額又は五十パーセント 			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日